



2012年4月30日

米国財務省 御中  
米国内国歳入庁 御中

日本証券業協会

### 財務省規則案に対する意見・要望

#### I. はじめに

日本証券業協会（以下「日証協」という。）は、去る2月8日に米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）より公表された、外国口座税務コンプライアンス法（The Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。）の財務省規則案について、意見書を提出する機会が与えられたことに感謝する。

日証協は、金融商品取引法第67条の2第2項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた組織であり、我が国の金融商品取引に関する自主規制機関として、また、我が国の証券界を代表する業界団体としての機能をハイブリッドに有している。日証協は、金融機関の行う有価証券の取引を公正かつ円滑ならしめ、金融業界の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することを目的に、自主規制ルールの制定・実施、自主制裁の発動、各種の政策的な提言など、様々な活動を行っており、日本で活動する全ての証券会社を始め500社を超える金融機関がその会員となっている。

日証協は、2010年に米国においてFATCAが成立した背景及び租税回避行為の抑制・排除に向けた国際的な協力体制の枠組みの重要性について理解している。その上で、今回の財務省規則案については、金融機関の負担削減のために各種の配慮がなされている点について全体的に評価しているが、一方で、源泉徴収や口座閉鎖など、我が国の法制度上・実務上の両面から対応が不可能とも考えられる規定や、コストとベネフィットの観点から著しくバランスを欠くと思われる規定が存在しており、なお強い懸念を感じている。

言うまでもなく、FATCA の最終的な目的を達成するためには、各国 FFI の協力が必要不可欠であり、本来、FATCA を円滑に施行させるための「協力者」である FFI に対し、負担を一方的に押し付ける方策は採られるべきではない。そうした観点からは、例えば、参加 FFI となった金融機関には米国税法上一定の恩典を与えること、米国政府も参加 FFI の対応コストを一部負担することなど、金融機関に参加 FFI となるインセンティブを付与することについても真摯に検討されることを要望する。

## II. 財務省規則案に対する評価と意見・要望

### 1. 個人米国口座の特定に係る居住性概念の導入

これまで、本協会では、FFI 所在国の居住者については、リスクベース・アプローチの観点から、電子データの検索のみを行うことを提案してきた。

今回の財務省規則案においては、高額口座であれば、一定の例外を除き依然として紙ベースの精査は必要とされている。

この点、FATCA 制定の発端となったスイス大手銀行の保有する口座情報をめぐる事件のケースでは、米国に居住する富裕層が国外の金融機関を利用して租税回避行為を図ったものであったことを踏まえると、FATCA の目的とする捕捉対象も、FFI 所在国に根付いて生活している米国人ではなく、米国に居住しながら国外の金融機関を利用する者を主に想定すべきである。

米国税法においては、米国民 (US citizen) に対しては実際の居住地が何処であることに拘らず全世界所得課税を行っているという現状は理解するが、実際に日本の居住者となっている米国民に対しては、我が国で納付した税額について外国税額控除が認められるなど、米国税当局としても彼らを捕捉して得られる税額は限られている。

一方で、我が国の金融機関にとっては、本邦入国管理局が把握している日本国内の米国籍保有者は約 52,000 人であり、これは日本の全人口約 127,000,000 人の 0.04%程度に過ぎないことを踏まえると、膨大な顧客の中から米国民を探すという作業は、上記の米国税当局が得られるベネフィットからすると、過大なコスト負担となる。

したがって、米国外に居住する顧客については、電子データの検索のみを行い、かつ、当該電子データの検索から U.S. indicia が得られた顧客について、顧客の現在のマスターファイル、過去5年間の本人確認書類、口座開設書類等を精査し、そこで米国籍が確認された場合にのみ、年次報告の対象とする取扱いを提案する。これにより、各 FFI では米国外に居住する顧客から非米国ステータスを証明する確認書類を入手する必要がなくなり、リスクの低い顧客に対しては合理的な事務コストの軽減に繋がるとともに、リスクの高い米国居住顧客に対しては限られたリソースを集中させることが可能となる。

なお、我が国の歴史から、顧客に対し国籍を示す書類（米国外パスポート等）の提示を求める行為は非常にセンシティブ（注）であり、その対応は極めて困難であるという問題があるが、当該取扱いが認められることにより、そうした観点からも我が国金融機関の負担は相当程度緩和されることとなる。

（注） 実際には、我が国政府における個人情報保護法制化の際の議論でも国籍情報を「ハイリーセンシティブ」と考える意見が出されている。かかる状況を踏まえると、我が国の金融機関が顧客に国籍を尋ねることにより大きな営業上のトラブルが発生することを懸念せざるをえない。国籍に関する一般認識が、欧米諸国とは異なる事情を十分にご理解いただきたい。

## 2. 既存個人米国口座の特定

### (1) リレーションシップ・マネージャー

これまで、本協会では、Notice 2011-34 において示されたプライベート・バンキングの概念に対して、欧米等のプライベート・バンクの実態に合わせた定義見直しを要望してきた。

<主な要望の内容>

- ① 残高基準 100 万ドル以上
- ② 呼称のみでプライベート・バンキング部門と判断しない
- ③ ガイドンスの要件（資産家顧客への特化、通常外の投資アドバイスの提供等）は「全て」満たすこと
- ④ 以下の条件を追加
  - ・ 同一担当者による生涯担当

- ・ 自社以外の商品についても投資助言
- ・ 残高ベースの報酬体系

今回の財務省規則案において、プライベート・バンキング口座に関する特定手続きは撤廃されたが、その考え方は高額口座（100万ドル以上）に関する特定手続きの一環として、リレーションシップ・マネージャーへの照会義務という形で残されている。（P23, 43, 247、§ 1.1471-4(c)(3)(ii)(B)(3)等）

また、リレーションシップ・マネージャーの定義は、「継続的に、銀行取引、投資、信託、不動産、慈善活動等のアドバイス、及び社内外の金融商品、サービス、他の援助の推奨、紹介、アレンジを行う者」とされている。（P127、§ 1.1471-1(b)）

この点、上記の本協会の要望のうち、①及び②が取り入れられたことは評価するが、③及び④についてはまだ不十分であると考え。特に、今回のリレーションシップ・マネージャーの定義では、我が国証券会社における通常投資アドバイスを行う担当者を付けた営業活動が含まれてしまう可能性があり、FATCAの制定趣旨に鑑みれば明らかに過剰であると考えられるので、引き続き上記④については、要件として取り入れられるよう要望する。

さらに、上記④に加えて、リレーションシップ・マネージャーの定義には、「総合的な資産形成に関する専門的な税務アドバイスを提供すること」を、“共通の要件（and）”として追加することを提案する。今回、FATCAがターゲットとしている富裕層相手の金融サービスにおいては、通常、専門的な税務アドバイスは必要不可欠な要素であると考えられるので、このような定義を追加することが、より一層FATCAの規制目的を明確化し、実効性を高めるものと考え。

また、併せて以下の取扱いが認められることの明確化を要望する。

- ・ リレーションシップ・マネージャーへの照会義務が発生した時点の担当者のみを指すと考えて差支えないこと
- ・ インターネット取引など、投資アドバイス等を行う担当者が存在しない場合には、リレーションシップ・マネージャーは存在しないものとして差支えないこと

## (2) 高額口座の閾値

これまで、本協会では、Notice 2011-34 において示された高額口座の概念に対して、合理的な資産残高の閾値（少なくとも 1,000 万ドル以上）について要望してきた。

今回の財務省規則案において、高額口座については、閾値が 50 万ドルから 100 万ドルに引き上げられた。(P17, § 1.1471-4(c)(8)) また、高額口座に求められるマニュアルレビューの対象は、顧客の現在のマスターファイル、過去 5 年間の本人確認書類、口座開設書類、マネロン関係書類、委任状、送金指図であり、それらの中から U.S. indicia がいないかを精査することとされている。(P44, 248, § 1.1471-4(c)(8))

この点、本協会が要望してきた資産残高の閾値引上げが取り入れられたことは一定の評価をするが、本協会が主張してきた合理的な閾値(1,000 万ドル)とはなお乖離がある。

米国在住の米国人が米国外の金融機関を利用して資産隠し・租税回避を行うリスクの高い顧客層として、入念なデューディリジェンスを行うべきは合理的に限られた富裕層 (Ultra high net worth individuals) にターゲットを絞り込むべきであり、そのための適切な閾値の設定がなされるよう、引き続き 1,000 万ドルの閾値を要望する。

## (3) 高額口座の年次再確認

これまで、本協会では、高額口座のステップで対象とならなかった口座について、確認スパンを最短でも 3 年に 1 度に延長することを要望してきた。

今回の財務省規則案においては、高額口座としての確認作業を一度でも行えば、再度の確認は原則不要とされているものの、高額口座でないものが後日高額になった場合には、高額口座の手続きは必要とされている。(P234, 241, § 1.1471-4(c)(8))

この点、再確認義務は事実上温存された格好であり、引き続き確認スパンを最短でも 3 年に 1 度に延長するよう要望する。

また、定期的な再確認については、FATCA 制定の発端が、米国在住の米国人が米国外で資産隠し・租税回避を行っていたことに鑑みると、斯かる米国人が米国に資金を還流させる場面に着目してデューディリジェンスの深度に軽重をつけることが、リスクベース・アプローチの観点からも合理的であると考える。ついては、高額口座に該当した顧客のうち、過去1年間に「米国宛の送金があった口座」についてはマニュアルでのデューディリジェンスを行い、それ以外の顧客については電子検索を行うことを提案する。

### 3. 顧客口座の名寄せ・同一人口座の取扱い

#### (1) 顧客口座の名寄せ

これまで、本協会では、顧客口座の名寄せに関し、支店間、あるいは同一支店内であっても別口座と認識されている口座の名寄せは不要であり、かつ、新たな名寄せシステムの構築を強いるものではないことの明確化を要望してきた。

今回の財務省規則案においては、原則としては当該 FFI 及び拡大関連者グループ内での名寄せが求められているものの、顧客番号や TIN 等を通じてコンピューターシステム上名寄せできる範囲で許容される旨が明確化されている。(P235, 241, 283 等、§ 1.1471-4(c)(3)(ii)(B)(2), § 1.1471-4(c)(4)(iii)(B), § 1.1471-4(c)(4)(iv)(B) 等)

この点、本協会の要望が概ね取り入れられたことを評価する。一方で、グループ内での顧客情報の名寄せについては、我が国のファイアー・ウォール規制により事実上不可能と考えられるため、上記のシステム的な要件だけではなく、各国において国内法の規制がないことを要件に追加することを要望する。

#### (2) 同一人口座の取扱い

これまで、本協会では、非協力顧客に関して、ガイダンス上「その顧客と関連のある全ての口座を米国口座として扱う」とされている点に関して、あくまで本人名義の口座に限るよう要望してきた。

今回の財務省規則案においては、高額口座等については、リレーションシ

ップ・マネージャーが口座相互の関連性について知っている又は知る理由がある場合には、名義が異なっても同一人物名義として合算して取り扱う必要があるとされている。(P235, 241、 § 1.1471-4(c) (8) (ii))

この点、我が国においては、本協会の自主規制規則により、本邦居住者の名義を借りて取引を行おうとする非居住者等も含め、仮名取引が厳格に禁止されている。また、我が国の証券会社においては、当該規則等遵守の観点から、ジョイントアカウント（共同名義口座）は存在せず、証券会社の口座からの出金先となる銀行口座も同一名義人であることを求めていることから、あくまで本人名義の口座に限るよう、引き続き要望する。

#### 4. 新規個人米国口座の特定

これまで、本協会では、顧客本人に米国人であるかを確認することは、限定列挙された要件を基に、米国人であることが推察される場合に限るよう要望してきた。

今回の財務省規則案においては、口座開設時に顧客から提供される情報に米国の兆候 (U. S. indicia) があれば、顧客に米国人であるかを確認することとなる。(P23、前文)

この点、U. S. indicia が限定列挙される形で財務省規則案に取り入れられたことは一定の評価をする。しかしながら、上記のとおり、我が国の歴史から、顧客に対し国籍を示す書類（米国外パスポート等）の提示を求める行為は非常にセンシティブであり、その対応は極めて困難であることから、米国当局に対しては、米国法による米国人に対する FFI への国籍の開示義務化を提案する。本来、米国の税執行を適切に行おうとするのであれば、自国の納税義務者に対して申告義務を課すことが筋であり、FFI においては、米国人顧客から申告があった場合にのみ米国民口座として対応し、それ以外は非米国民口座として扱うことが認められるよう要望する。

また、U. S. indicia のうち、「出生地が米国」である場合については、顧客に対して「なぜ米国民権を放棄したのか、若しくはなぜ出生時に米国民権を取得しなかったかの説明書の提出を求める必要がある。」とされているが、このようなプライバシーに関わるデリケートな質問は、通常我が国において金融機関が顧客に対して質問できるような内容ではない。さらに、顧客にこのような質問を

したとしても悪意を持った顧客は体裁を取り繕った回答をすることは十分に可能であり、租税回避者を捕捉する効果は期待できず、善意の顧客及び金融機関にとっては悪戯に負担感だけが残る作業となることから、削除を要望する。

## 5. 残高5万米ドル以下の口座

### (1) 米国口座の定義から除かれる確認書類徴求済み口座

これまで、本協会では、米国口座の定義から除かれる確認書類徴求済みの「depository account」に有価証券の預り残高が含まれることを要望してきた。

今回の財務省規則案においては、引き続き預金口座について5万ドルの閾値が設けられており、証券口座は対象とされていない。(P239、§ 1.1471-4(c)(4)(iii)(A))

この点、当該規定は、既に W-9 を受け入れている顧客について、年次報告の対象外とするための規定と考えられるが、本来、FATCA が捕捉しようとする米国人が、自らの資産をどのような形で保有していようとも差異はないはずであることから、「depository account」に有価証券の預り残高が含まれるよう引き続き要望する。

また、我が国証券会社にとっての過度な負担を軽減する観点から、以下の条件についても併せて要望する。

- ① 残高の閾値を引き上げること（最低でも10万ドル以上）
- ② 円ベース（例：1000万円など）での確認とすること
- ③ 年間に取引（入出金を含む）がなかった口座についても非米国口座として扱うこと

なお、規則案によれば、既存口座の米国人特定作業の過程で残高50,000ドル以下の証券口座は作業の対象外とできるものと理解している。このような証券口座における租税回避行為の規模や可能性を踏まえた整理と察するが、同様の観点から報告の対象から外す、すなわちそもそも米国口座概念に含ま

ないこととすることを要望するものである。

## (2) 米国人特定作業の対象外とできる口座

これまで、本協会では、残高5万米ドル以下の口座について、以下の条件設定を要望してきた。

- ① 残高の閾値を引き上げること（最低でも10万ドル以上）
- ② 円ベース（例：1000万円など）での確認とすること
- ③ 名寄せは行わないこと（各口座ごとの残高確認で足りるとされること）
- ④ 有価証券の評価については各社の基準とすること
- ⑤ 年間に取引（入出金を含む）がなかった口座についても非米国口座として扱うこと

今回の財務省規則案において、①については証券も含めて5万ドルの閾値が設けられており、従来のガイダンスから変更はない。（P22, 42, 240、前文 § III 及び V, § 1.1471-4(c) (4) (iii) (A)）②については内国歳入規則 1.988-1条(b)に規定されるスポットレートでの米ドル換算が求められている。（P243、§ 1.1471-4(c) (5)）③については、名寄せはシステム上名寄せが可能な場合に限られるとされている。（P235, 241, 283 等、前文 § III, § 1.1471-4(c) (4) (iii) (B), § 1.1471-4(c) (4) (iv) (B) (2) 等）④については、残高の評価額は、顧客報告用の評価額等を用いてよいこととされている。（P259、§ 1.1471-4(d) (4) (iii)）⑤については、今回の財務省規則案では特に言及はない。

この点、上記の③及び④については本協会の要望が取り入れられたものとして評価するが、引き続き、上記の①、②及び⑤については、我が国証券会社にとっての過度な負担を軽減する観点から要望する。

## 6. 既存・新規法人米国口座の特定

### (1) 実質保有者の確認

これまで、本協会では、既存の法人顧客については実質保有者の確認は不要とし、新規に口座開設する顧客のうち自己申告で認識したもののみとするよう要望してきた。

今回の財務省規則案においては、事業実体のない非金融法人（passive NFFE）に対する実質米国保有者（持分 10%超）の有無の確認は、既存口座、新規口座ともに自己申告とされ（P24, 206、前文 § III, § 1. 1471-3(d) (11) (vi) (D)）、実質米国保有者がいない場合にはその旨、実質米国保有者がいる場合には該当者の氏名、住所、TIN を書面で申し出ることとされている。（P206、 § 1. 1471-3(d) (11) (vi) (D)）

この点、本協会の要望が概ね取り入れられたことを評価するが、個人米国口座の特定については、現地の AML ルール等に準拠することが認められていることを踏まえ、実質米国保有者の数値基準（持分 10%超）についても、各国の AML ルールにおいて同様の基準が規定されている場合には、その基準に準拠することを認めていただきたい。（我が国において 2013 年 4 月 1 日から改正予定の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の実質的支配者の数値基準は、25%超とされている。）。

## (2) 法人口座特定のための電子検索

今回の財務省規則案では既存法人口座に新たに閾値が導入されたことは評価するが、Notice 2010-60（P36～37）に記載されていた既存法人口座の電子検索が没却されていないことを確認したい。

最低でも、既存個人口座に関する“alternative identification procedure”（P245、 § 1. 1471-4(c) (8)）ではマニュアルレビューが発生する閾値が 100 万ドルとされている（P247、 § 1. 1471-4(c) (7)）こととのバランスの観点から、既存法人口座についても 25～100 万ドルまでの間は電子検索を導入するよう要望する。

その際の U. S. indicia は、「海外向け送金指図」に限るなどの代替案の導入を要望する。

## (3) 上場 NFFE に関する基準

上場 NFFE に関する取引所の基準（“established securities market”）（P329、 § 1. 1472-1(c) (i) (C)）に関しては、米国外の取引所について、一律に年間取引額等の要件を適用するのはあまりに硬直的である。

日本の金融商品取引法上の金融商品取引所は、開示や上場基準に関する制度が十分に整備されているため、§ 1. 1472-1 (c) (1) (i) (C) (1) (iv)に基づき、すべて ” established securities market” の扱いとするよう要望する。

また、上場 NFFE に関する取引量の基準 (“regularly traded”) (P328、§ 1. 1472-1 (c) (i) (A)) は不要と考える。上場 NFFE の有する口座が米国口座扱いとならないのは、会社情報が開示されていることや上場基準を満たした信用性の高さによるものであると思料するが、取引量は直接に関係するものではない。

#### (4) 実体ある法人事業を行っている会社(active NFFE) (P331、§ 1. 1472-1 (c) (v))

年毎の“総収入に passive income が占める比率” や “passive income を生ずる資産の比率” を基準とすると、同一法人について年によって実体の有無の判断が変わる可能性があり、極めて不安定である（特に前者の総収入を基準とする場合）。

したがって、“Passive income” が総収入に占める割合や “Passive income” を生ずる資産の比率については、口座開設時に顧客からの申告を受け、変更の申し出が無い限り その区分を使用することを認めるよう要望する。

なお、“Passive income” を基準とせざるを得ない場合でも、暦年は計算期間には馴染まない。事業年度（会計年度）を計算期間とすべきである。

#### (5) 事業実体の有無の判断の簡便化

##### ① 第三者信用調査機関の情報

NFFE の事業実体の有無の判断の簡便化のための方策として、第三者信用調査機関の情報について、「UN/EDIFACT（国際連合）又は ISO（国際標準化機構）の定める国際的標準規格として正式に承認される企業コードを付番する事業体（当該事業体による合併事業体を含む。）が提供する法人データベースに掲載されている法人は、実体のある事業を有する法人とみなす。」などの対応を要望する。

## ② 口座開設時の事業内容の確認

我が国における改正予定の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」では、マネー・ロンダリング防止の観点から、証券会社は法人顧客の「事業内容」の確認を行うことが義務付けられることから、当該確認を通じて事業実体の有無の判断を行うことが許容されるよう要望する。

我が国の証券会社では、単に顧客からの預り金の範囲内で取引を執行することにとどまらず、信用取引など、証券会社が顧客に対して与信行為を行うこともあるため、法人顧客については業種も含めた顧客の信用情報を確認することは、証券会社の財務の健全性を確保する観点からも通常必要な実務となっていることも理解いただきたい。

## 7. ステータスの特定に必要な証明書類

今回の財務省規則案においては、各種の属性類型に複雑な要件を付したため、属性に応じた確認書類の取扱いが非常に複雑になっており、実務上の混乱をきたすことが必至である。

特に、書類等の確認プロセスを簡素化するために、各種の属性類型の要件をもっとシンプルにするべきである。各国（jurisdiction）の AML ルールや KYC ルールにおいて確認すべき書類をもって判別できる内容の要件にする、あるいは各国における制度背景に沿った要件に合わせるなど、制度に柔軟性が設けられるべきである。

財務省規則案 17 ページ(前文 § III)では、「既存の口座開設実務を変更しない」との考え方が示されているが、その趣旨を貫徹し、追加実務の発生が回避されることが必要である。

### ① 偽証罪の適用可能性について

日本国内で作成される W-8 や自主申告書面について、米国の偽証罪の適用可能性を及ぼすことは不適切である。(P162、 § 1.1471-3(c)(4)) 日本に米国のような「宣誓」の文化はない。各種の書面に偽証罪の適用可能性を表示することで、米国人特定作業が円滑に進まなくなる可能性があり、却って逆効果である。

② 自国の AML ルール等に基づく確認書類の利用

今回の財務省規則案では、501 (c) 法人を始め “Exception for preexisting offshore obligations” が設けられていない属性類型も見受けられる。我が国の証券会社では、そうした事業体の口座を開設する場合でも、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、外国政府が発行する設立書類等を通じて厳格に本人確認が行われていることから、当該書類等に依拠して属性の判別を行うことも認められるよう要望する。

③ 非営利法人の確認書類等 (P177、§ 1.1471-3(d)(6)(iii))

弁護士意見書は不要とすべきであり、法人の名称や属性を官公庁発行書類等で確認することをもって足りることとすべきである。また、我が国税法上、源泉徴収不適用となる非営利法人に対する支払いは支払調書制度の対象外となる。規則案では、非営利法人が報告(調書)制度の対象となること (the payee is subject to information reporting by the withholding agent as a tax-exempt charitable organization under that country’s information reporting laws) が実質的に要件化しているため、わが国の非営利法人が非営利法人に該当しないこととなってしまう。米国以外の各国でそれぞれの考え方にに基づき制度設計がなされていることを尊重し、過度な要件を課することなく、各国の制度趣旨に適合した確認方法が認められることが必要である。

④ 上場米国外会社の確認書類等 (P197、§ 1.1471-3(d)(11)(i)(A)(2))

上場米国外会社であることを裏付ける情報 (information confirming that the payee is listed on a public securities exchange …) には、証券取引所のウェブサイト、新聞、季刊情報誌などに掲載されている情報も含まれることを明確化するよう要望する。

8. 確認書類等の徴求期限

これまで、本協会では、U. S. indicia が検出された顧客への確認書類等の徴求期限について、顧客と連絡が付いた日から起算するよう要望してきた。

今回の財務省規則案においては、確認書類等の徴求期限の起算日については FFI 契約発効日となっており、2年以内(見込 FFI は1年以内)に確認書類等を取得できない場合には、非協力顧客(又は不参加 FFI)として取り扱うこととされている。(P234, 246、§ 1.1471-4(c)(3)(i), § 1.1471-4(c)(7)(ii))

この点、我が国の証券会社にとって、特に非居住口座の場合、顧客と連絡が取れるまで時間がかかるケースも多いと思料されるため、引き続き顧客と連絡が付いた日からの起算が認められるよう要望する。

## 9. 責任ある役員による認証義務

これまで、本協会では、以下の点が認められるよう要望してきた。

- ① 責任役員が「経営陣がある行為をなしていないこと」を認証する代わりに、「当該行為を禁止する規定が社内存在すること」を認証すること
- ② 責任役員を、「最高コンプライアンス役員」に限定せず、各社の状況に応じて、適切な役員を任命できるようにすること
- ③ 刑事罰や責任役員個人に対する罰則を設けないこと

今回の財務省規則案においては、①については FFI 契約を実質的に遵守し、不備の件数が限定的であれば、厳格な責任は問われない旨が言及されている。(P18、前文 § III) また、2011 年 8 月 6 日から認証日までの間に顧客に IRC 第 4 章回避の補助を行わなかったことを、社内への「合理的な照会」に基づいて認証すればよいこととされている。(P45、前文 § V) ②については、CCO でなく責任ある役員とされている。(P18、前文 § III) ③については、今回の財務省規則案では特に言及はない。

この点、上記の要望のうち、①及び②については、本協会の要望がある程度反映されたことは一定の評価をする。その上で、上記の「合理的な照会」については、例えば、責任役員の名義で全営業員に対してイントラネット等を通じて照会文を送付し、該当があれば申し出るといった対応も許容されることを確認したい。また、上記の③についても引き続き要望する。

## 10. 米国口座の年次報告

### (1) 年次報告様式及び記載情報

これまで、本協会では、米国口座の年次報告については、以下の点が認められるよう要望してきた。

- ① 年次報告の際には、FFI が自社において作成する適宜の書面による提出を

認めること（顧客向けステートメント自体（和英読替シート付き）の提出も認めること）

- ② 年次報告の対象期間については、必ずしも暦年ではなく、FFIによる任意の12か月の期間取りを認めること
- ③ FFIが所在国の法令等に基づき作成する帳票又は顧客向けステートメント上、自国通貨など米ドル以外の通貨で顧客の取引情報を記載している場合には、当該通貨ベースでの報告を認めること

今回の財務省規則案においては、①については、様式はIRS指定のもの（the form provided by the IRS）とされている。（P257、§ 1.1471-4(d)(3)(v)）また、残高の評価額は、顧客報告用の評価額等を用いてよいこととされている。（P259、§ 1.1471-4(d)(4)(iii)）②については、期間は暦年（calendar year）とされている。（P225, 253、§ 1.1471-4(a)(3), § 1.1471-4(d)(2)(ii)）③については、現地通貨の使用が可能とされている。（P19, 259、前文 § III, § 1.1471-4(d)(4)(iii)(B)）

この点、上記の③については、口座管理上の通貨（the currency in which the account is maintained）の使用が認められたが、証券口座にあっては残高評価に自国通貨である日本円の使用を認めることが意図されていることを確認したい。その上で、証券会社において日本円又は米ドル以外の通貨で管理されている商品の評価額や外貨での預り金等については、当該通貨の使用も認められることを確認したい（例、ユーロ建債券については、ユーロによる残高評価を可能とすること）。

また、上記の①及び②については、我が国の法制度に基づく証券会社の実務に配慮するよう引き続き要望する。

①については、米国系ブローカー（US PAYER）ではない我が国の証券会社にとって Form 1099 の作成は、専用用紙への記入作業等に係る事務負担が大きいため、証券会社が自社での内製を認めるよう求めるものである。

②については、本邦証券会社の実務において、我が国の金融商品取引法の規定に従い顧客向けステートメント（取引残高報告書）は3か月に1回（取引等が行われていないものの残高がある口座は年1回）作成されているが、作成基準月を設け、暦年とは一致しないサイクルで作成されている場合も多く、1月～12月の期間でステートメントを作成することができる顧客は限ら

れることから、その点についての配慮をお願いするものである。

さらに、「米国納税者番号」に関する情報の取得については、我が国証券会社が通常の業務範囲で取得する情報ではないため、ベストエフォートに留めることを要望する。特に、既に取りを行っている顧客に対して、追加的に番号を取得しに行くことは実務上困難を極めるため、少なくとも既存顧客から番号を取得することの義務化には強く反対する。

## (2) 不参加 FFI に対するパススルー支払い総額の報告

参加 FFI に義務付けられた、FATCA による外国パススルー支払に対する源泉徴収適用時期（2017 年 1 月 1 日以降）以前の 2015 年及び 2016 年における報告義務（P20, 364、前文 § III, § 1.1474-1(d)(2)(ii)）については、現在保留とされている「その他の支払い（Other financial payments）」に、計算上の外国パススルー支払額が含まれないこととすべきである。

## 11. 源泉徴収の対象となる支払いに起因するパススルー支払い

これまで、本協会では、源泉徴収の対象となる支払いに起因するパススルー支払いについては、パススルーの基本的考え方として「源泉徴収の対象となる支払又は源泉徴収の対象となる支払に直接紐付けが出来る支払の何れかとすべき」であると主張してきた。

今回の財務省規則案においては、パススルー規制に関しては、パススルー率の計算方法の簡素化やセーフハーバールール等について、引き続き意見募集が行われている。（P21、前文 § III）

### (1) 源泉徴収義務

上記のパススルー支払いに関する源泉徴収義務については、明らかに米国源泉所得でないもの（例えば、我が国証券会社や銀行が発行する証券の利金、配当金など）が対象となると、我が国証券会社にとっては当該源泉徴収を行えるだけの国内の法的根拠が存在しないという大きな問題がある。

そもそも、パススルー源泉徴収は米国法の過度な域外適用に他ならないと

考える。金融機関からの一方的な源泉徴収は顧客の財産権を侵害する行為になりかねず、日本国内において金融機関と顧客の私法上の問題を生みかねない。

我が国の証券市場において、FFI となる金融機関が発行する株式の時価総額は、2012 年末時点で 100 銘柄超、約 29 兆円（約 350 十億米ドル）に達しているが、パススルーに関する規制を強行すれば、FFI が発行する株式については多くの投資家が保有することを嫌い、パススルー率の計算の困難さからそれら金融機関銘柄に対し、証券市場での大きな売り圧力が生じることが懸念される。

FATCA という一国の税法により、資本主義の根幹とも言える各国証券市場のマーケットメカニズムを歪めることは、国際的にも容認されるべきものではなく、源泉徴収の対象となる支払に直接紐付けが出来ない支払いに対する源泉徴収義務については撤廃を強く要望する。

## (2) パススルー率の計算・公表

源泉地が米国ではない所得に対して米国の課税権が及ぶ根拠が不明確（特に、支払いを受ける者が米国納税義務者でもない場合）であり、パススルー率のコンセプト自体に反対する。

どうしてもパススルー率の計算・公表を行わざるを得ない場合には、金融機関の取引関係は複雑に入り組んでいることから、複数の FFI が相互に持分や債権を保有しているケースを考慮する必要があると考える。少なくとも、各 FFI が自らのパススルー率を算定するに当たっては、他の FFI のパススルー率は考慮しないこととすべきである。

また、有価証券の発行体が米国籍か否かを見極めてパススルー率の計算を行うことは、現行の会計処理等において、発行体の設立国の情報を使って処理を行うべきものがないため現状では困難である。これまで、FATCA における米国人口座の特定作業については FFI による新たなシステム構築が不要となるように議論が進んできたと理解しているが、それと同様のコンセプトに立つべきであり、実務として対応することができるのは、FFI の既存の情報の範囲内で可能な簡便な方法による計算が限度である。

なお、パススルー率の計算のためだけに、自社の全ての資産について年4回、保有資産が米国資産か否かの管理を行い、自らの実質米国資産残高の算定を行うことはとても現実的な実務とはいえないため、公表スパンは最短でも1年に1度とすべきである。

米国財務省及び IRS においては、パススルー率の計算方法等について、各国からの意見・コメントが集まった時点で、それらの意見に対する考え方を公表し、再度意見を集めるよう要望する。

## 12. 米国源泉所得に対する源泉徴収義務

これまで、本協会では、米国源泉所得に対する源泉徴収義務についても我が国の法的根拠が存在せず、対応不可能であることから根本的に反対を要望してきた。

今回の財務省規則案においては、特に従前のガイダンスと変わらず非協力顧客等に対する米国源泉所得に係る源泉徴収が求められている。(P9、前文 § III)

この点、米国源泉所得に係る源泉徴収については、我が国の法的根拠が存在せず、顧客の財産権の侵害に当たる懸念があるとともに、源泉徴収金額に対する還付手続きの煩雑さから、顧客にとっては実質的な二重課税となり得ることや、還付手続きが完了するまでの間の機会損失の問題など、顧客に著しい不利益を生ずることが懸念されるという状況は変わらないため、引き続き根本的に反対する。

## 13. 非協力口座の閉鎖

これまで、本協会では、第三者提供に同意しない顧客の情報については、日米租税条約上の情報交換条項の枠組みを通じて受渡しを行うこと、及び参加 FFI の要件から「口座の強制解約」を除外することを要望してきた。

今回の財務省規則案においては、非協力口座については、従前のガイダンスと変わらず閉鎖が求められている。(P9、前文 § III)

我が国証券会社においては、証券会社からの一方的な契約解除は顧客から契約違反を問われる可能性があるだけでなく、我が国の証券は通常電子化されているため、物理的に顧客に返還できないこと、また、証券会社が勝手に顧客の証券を

売却して金銭で返還することも困難であることから、非協力的な顧客に対する一方的な口座閉鎖は不可能である。

また、米国当局に対して、併せて上記4. で申し述べた米国法による米国人に対する FFI への国籍の開示義務化を提案する。その上で、FFI においては、米国人顧客から申告があった場合にのみ米国人口座として対応し、それ以外是非米国人口座として扱うことが認められるべきである。

#### 14. 拡大関連者グループ・リード FFI

##### (1) 拡大関連者グループ

今回の財務省規則案においては、拡大関連者グループの各 FFI メンバーのうち、現地の法令上 FFI 契約を完全に遵守することが不可能である法域にある FFI について、限定的 FFI (Limited FFI) 及び限定的支店 (Limited Branch) として2年間の経過措置が設けられている。(P271、§ 1.1471-4(e))

この点、仮に2年経過後に現地法令上の障害が解消しなかった場合であっても、そのグループ全体が失格して不参加 FFI になることや、リード FFI が罰則を受けることのないようにしていただきたい。多くの国に拡大関連者を有する金融グループにとって、ほぼ全ての拠点で参加 FFI となるべく多額のコンプライアンスコストを費やしたにも関わらず、わずか1社の不参加 FFI の存在によりグループ全体が不参加 FFI として扱われること等があれば、極めて不合理である。

特に、FATCA パートナー国の FFI については、米国と当該パートナー国との合意に基づく実務を行うことが前提となる。したがって、拡大関連者グループの概念からパートナー国の FFI は除外することとし、拡大関連者グループはパートナー国以外に所在する FFI のみで構成されるものとするを要望する。

その上で、我が国証券会社の拡大関連者グループは、グループ内で資本関係はあると言っても基本的にはそれぞれが別会社であることから、個々の FFI が要件を満たしていれば単独で参加 FFI となれるようにすべきである。また、現地法令上の障害により参加 FFI としての要件を満たせない FFI については、自らの意思を持って不参加 FFI となる道を選択した FFI とは明確に区分して

考えるべきであり、当該国における法令上の問題が解消されるまでの間は源泉徴収が行われることがないよう、併せて強く要望する。

## (2) リード F F I

今回の財務省規則案においては、Notice 2011-34 において示されたリード FFI について特に言及されていないが、リード FFI については、FFI グループ内で資本関係はあると言っても、それぞれが別会社であり、一民間企業に過ぎないリード FFI に、国ごとに異なる顧客情報保護法制を全て遵守しながら申請書・年次報告等の取りまとめをさせることは事実上不可能であると考え

る。この点、今後、最終規則や FFI 登録手続きのガイダンスなどでリード FFI について触れられるのであれば、リード FFI を利用するかどうかは、あくまでも金融機関側が望んだ場合に、その方法も可能な範囲で利用できる（グループ内でリード FFI に集約する FFI と個別に IRS と相対する FFI の存在を認める）オプションと考えるべきであり、FFI グループ側にオール・オア・ナッシングでない選択権を持たせるよう要望する。

## 15. みなし遵守規定

これまで、本協会では、Notice 2011-34 において示されたみなし遵守規定に関して、示された基準では、本来みなし遵守規定の対象となるべき証券会社が除外されることはなく、我が国においては米国人富裕層が租税回避を行うインセンティブが極めて低いにもかかわらず、対象範囲に含まれる証券会社 1 社もが存在しないという事実上の空文規定となってしまう懸念を申し述べてきた。

今回の財務省規則案においては、「ローカル F F I」の定義に証券会社が追加され、証券会社についても明確にみなし遵守規定の対象とされた。(P60, 298、前文 VI, § 1.1471-5(f) (1) (i) (A)) 一方で、「ローカル F F I」に該当するためには、以下の要件を全て満たすことが求められている。(P60, 298、§ 1.1471-5(f) (1) (i) (A))

- ① 現地法令により証券会社として認可・規制を受けており、投資ファンドでないこと

- ② 設立国以外に営業拠点がないこと
- ③ 設立国以外で顧客の勧誘を行わないこと
- ④ 設立国の税法上、居住者口座に対して情報報告または源泉徴収が義務付けられていること
- ⑤ 全口座の98%が居住者口座（法人も含む）であること
- ⑥ 内部的なポリシーの制定により、特定米国居住者、不参加 FFI、（当該 FFI のマネロン基準において）特定米国居住者が支配等していると判断される事業体の口座を開設・保持しないよう徹底すること
- ⑦ 2012 年以降に開設された個人の非居住者口座に関しては、参加 FFI が既存口座として行う検出手順を適用し、その結果や該当口座を閉鎖した旨等を IRS に認証すること
- ⑧ ローカル FFI が拡大関連者グループに所属する場合には、すべての構成 FFI が同一国で設立されていること

この点、「ローカル FFI」の定義に証券会社が追加されたことは一定の評価をする。しかしながら、顧客が米国転勤により米国居住者となるケースはどこの証券会社でも起こり得ることから、これらの要件では、我が国の証券会社がおそらく 1 社も対象とならないであろう状況は引き続き変わらない。

もともと我が国の企業で働いていた顧客の米国転勤については、我が国では政策上就労ビザが厳格に制限されていることなどから、そうした顧客の殆どは我が国で生まれ育った日本人であると考えられるが、これらの者は FATCA が本来捕捉すべき対象ではないはずである。

こうした状況を踏まえ、上記の⑥及び⑦については、口座開設後に海外転勤等により非居住者となる場合を除くか、あるいは海外転勤中に当該口座を通じた新たな買付けを制限するなどの対応を認めるよう要望する。

その上で、代替案として、例えば、米国との間で情報交換条項及び特典制限条項が含まれる租税条約を締結している国の規制に服している金融機関であること、又は顧客の米国向けの送金を取り扱っていない金融機関であること、のいずれかの条件を採用することを提案する。

## 16. 従業員持株会等

これまで、本協会では、我が国の「持株会」、「当該各種持株会で取得した株式

を引き出し保有するための専用口座」、「財形貯蓄」及び「ミリオン」について、FATCAにより防止を図る「財産の海外移転による租税回避」とは無関係の組織であり、FATCAの対象から除外するよう要望してきた。

今回の財務省規則案においては、金融口座の定義から、「非退職貯蓄口座」が例外とされた。(P287、§ 1.1471-5(b)(2)(i)(B)) また、「退職・年金口座」及び「非退職貯蓄口座」は、それぞれ現地税法上の優遇 (tax-favored) を受ける口座であり、以下の規制が課されているものとされている。(P286, 287、§ 1.1471-5(b)(2)(i)(B))

- ① 拠出金額が所得に応じて決められている
- ② 年間拠出限度額が5万ドル以下とされている
- ③ 途中引出しに制限又はペナルティがある
- ④ 年間拠出限度額を超えた拠出には制限又はペナルティがある

この点、我が国の持株会、一般財形、ミリオンなどは税法上の優遇が存在するとは言い難いといった問題を踏まえ、以下のような要件を満たす投資主体及び投資信託についても金融口座の定義から除外するよう要望する。

#### <持株会>

FATF コンプライアントの国で設立された任意の団体であり、会社の役職員、当該会社と継続的な取引関係にある企業、代理店などが共同し、当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを目的とするもの

#### <財形、ミリオン>

FATF コンプライアントの国で設立された投資信託であり、当該国における、勤労者の財産形成の促進を目的とする法律に定める要件を満たすものであり、且つ以下の要件を満たすこと

- ・ 勤労者の給与天引き（退職者等にあつては銀行振込等）により入金が行われること
- ・ 一定期間にわたって定期的に入金が行われること

## 17. 投資信託・SPV (Special Purpose Vehicle)

### (1) 適格投資ヴィークル

今回の財務省規則案においては、ファンドの5万米ドル超の直接持分保有者の属性に制約を課している（P302、§ 1.1471-5(f)(1)(i)(C)）が、販売会社においてファンド販売時の顧客属性の確認や販売後の継続管理等が必要となると、実務上混乱が生じることも懸念される。この点、実務を複雑化することなく FATCA の実効性を担保するための代替手段として、販売会社のすべてが「参加 FFI、登録型みなし遵守 FFI 又は認証型みなし遵守 FFI である地域銀行」に該当する場合も「適格投資ヴィークル」として認めることを提案する。

## (2) 保有制限付きファンド

今回の財務省規則案においては、販売会社を「参加 FFI、登録型みなし遵守 FFI、認証型みなし遵守 FFI である地域銀行又は適格販売会社」に制限している（P303、§ 1.1471-5(f)(1)(i)(D)(2)）が、運用会社と販売会社との間の契約及び目論見書上に米国居住者等への販売禁止が明記されている場合には、たとえ販売会社が不参加 FFI であっても実効性が確保できるはずである。したがって、このような仕組みがとられる場合には、不参加 FFI も適格販売会社とみなされるよう要望する。

## Ⅲ. 米国と欧州5か国の共同声明の枠組み

### 1. 二重対応の排除

2012年2月8日に公表された、米国と欧州5か国（FATCA パートナー国）との共同声明については、FATCA 施行に向けての政府間の協働アプローチにより法律上の障害を解消するとともに、実務的な負担を軽減する方向での枠組みづくりの方針が打ち出されている。

一方で、共同声明の枠組みとして、FATCA パートナー国は、以下の対応を図ることとされている。

- ① 米国口座を特定するために必要な手続きと各国の FFI が当該各国の当局に対

し米国口座の報告を行うための国内法整備

- ② 各国当局が FFI から提出を受けた情報を自動的に米国当局に渡すための仕組みの整備

仮に、他の国が米国との間でこれに類する政府間協定の枠組みを新たに構築しようとする場合であっても、上記の①及び②に相当する対応が求められると考えられるが、各国において国内の制度整備を図るためには相応の期間が必要となり、FATCA で求められる FFI 契約の締結期限や源泉徴収の開始日までに間に合わない場合も想定される。

この場合、金融機関が 2013 年に IRS との間で個別に FFI 契約締結をした上で制度対応を行い、後に政府間協定の枠組みのために制度対応を行うこととなれば、金融機関において二重の労力およびコストが必要となり、無駄である。

については、当該国の政府が米国との間で政府間協定の枠組みの構築を協議する意向を示しているような場合において、当該国の FFI については、例えば、「政府間協定待機 FFI」として、認証型みなし遵守 FFI として取り扱われ IRS との契約を猶予されるよう要望する。

また、その際の猶予期間については、当局間の合意に至るまで、あるいは日本国内の制度化がなされるまでの期間を考慮し、政府間協定の枠組みに関する協議の結果が出たとき又は自国の制度が整ったときのいずれか遅い方から起算し、金融機関におけるシステム・実務対応に十分な時間が経過するまでとしてほしい。

## 2. グループ会社が政府間協定参加国以外にある場合の取扱い

グループ会社が政府間協定参加国及び政府間協定参加国以外の国の両方で設立されている場合、非参加国設立会社がローカル FFI となれるよう、ローカル FFI の要件のうち「すべての構成員が同一国で設立されているものとする」を緩和するよう要望する。

## IV. 最後に

我が国においては、日本国民及び本邦居住者に対して、証券取引に係る譲渡所得、配当所得及び利子所得に対しては相応の課税がなされることから、いわゆるタック

スヘイブンと呼ばれる租税回避地とは異なり、米国居住者が日本国民等の名義を利用し、本邦証券会社を通じて証券取引を行おうとするインセンティブはそもそも低いと考えられる。

また、我が国においては、株式の配当や譲渡の対価を始めとする申告分離課税のインカムゲイン及びキャピタルゲインの支払いをする際の本人確認や、支払調書制度に基づく税務当局への情報提供が厳格に行われている。

このような状況に照らすと、今回示された財務省規則案は、我が国証券会社にとっては依然として負担の重いものと考えられることから、以上に述べた意見・要望を斟酌し、よりよい制度としていただきたい。

IRS が上記提案に代わる解決策を模索しているのであれば、我々としてはその内容に関する話し合いにも、引き続き喜んで応じる意思があることを付け加えさせていただきます。

以 上